

平成十五年農林水産省令第五十五号

林業・木材産業改善資金助成法施行規則

林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第四条及び第七条第一項（これらの規定を同法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、林業改善資金助成法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（貸付金の一林業従事者等ごとの限度額）

第一条 林業・木材産業改善資金助成法（以下「法」という。）第四条（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ一億円）とする。ただし、都道府県が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣に協議をしたときは、当該協議をして定めた額とする。

（貸付資格の認定申請手続）

第二条 法第七条第一項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けようとする者は、個人にあつては氏名及び住所、会社その他の団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。